

飯塚市エネルギー管理規程(平成23年飯塚市訓令第1号)の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年5月22日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市訓令第9号

飯塚市エネルギー管理規程の一部を改正する訓令

改正後	改正前
<p>(推進会議)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 エネルギー管理企画推進者は総務部総務課長、<u>教育部教育施設課長</u>、企業局企業管理課長をもって充てる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(推進会議)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 エネルギー管理企画推進者は総務部総務課長、<u>教育部教育総務課長</u>、企業局企業管理課長をもって充てる。</p> <p>3 (略)</p>

附 則

この訓令は、令和7年6月1日から施行する。